

# 議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

## 1 条例の基本事項

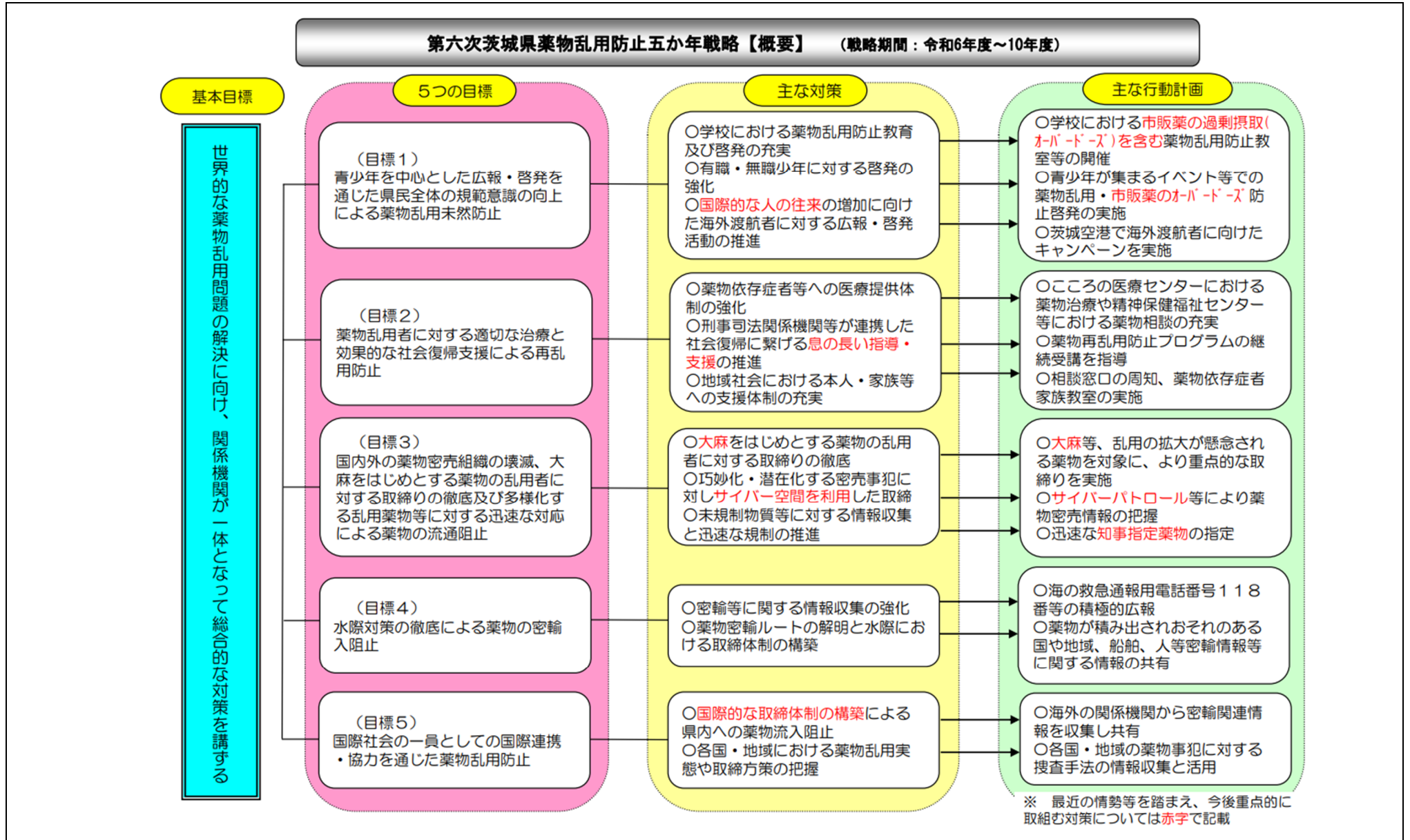
|        |                          |     |            |
|--------|--------------------------|-----|------------|
| 条例の名称  | 茨城県薬物の濫用の防止に関する条例        |     |            |
| 担当課（室） | 薬務課                      | 公布日 | 平成27年6月23日 |
| 報告の根拠  | 茨城県薬物の濫用の防止に関する条例第20条の規定 |     |            |

## 2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

### (1) 条例の概要・施策体系図



## (2) 推進体制



### (3) 条例制定後の主な取組 (R3 年度以降)

#### ①薬物濫用による危害防止のための県民への情報提供 (第7条関係)

○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (626 ヤング街頭キャンペーン開催状況)

| 年度    | R3    | R4    | R5     | R6     | R7     |
|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 開催場所数 | 1     | 1     | 12     | 13     | 17     |
| 啓発人員  | 1,000 | 1,000 | 11,450 | 12,400 | 10,840 |

※他に全国高等学校野球選手権茨城大会会場 (4カ所) で横断幕掲示

○麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 (10/1～11/30) 地域啓発活動

| 年度    | R3  | R4     | R5     | R6     | R7     |
|-------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 開催場所数 | 3   | 12     | 18     | 17     | 17     |
| 啓発人員  | 314 | 11,137 | 11,100 | 44,000 | 51,875 |

※地域の産業祭などでキャンペーンを実施

○不正けし抜去状況

| 年度    | R3     | R4    | R5    | R6     | R7    |
|-------|--------|-------|-------|--------|-------|
| 抜去か所数 | 129    | 80    | 133   | 218    | 189   |
| 抜去本数  | 14,670 | 6,133 | 9,675 | 10,049 | 9,667 |

#### ②学校等における教育及び県民に対する啓発 (第8条関係)

○公立学校における薬物乱用防止教室開催率の推移 (単位: %)

| 年度    | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|-------|------|------|------|------|------|
| 県立高校  | 92.8 | 98.9 | 100  | 100  | 100  |
| 公立中学校 | 90.8 | 95.2 | 98.7 | 98.7 | 99.1 |
| 公立小学校 | 82.6 | 90.4 | 91.7 | 93.3 | 94.1 |
| 全体    | 86.2 | 92.8 | 92.9 | 95.7 | 97.7 |

#### ③薬物依存からの回復を支援するための相談及び治療体制整備 (第9条関係)

○薬物相談件数

| 年度  | R3         | R4  | R5  | R6  | R7  |     |
|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 茨城県 | 172        | 196 | 283 | 345 | 262 |     |
| 内訳  | 保健所        | 38  | 30  | 132 | 176 | 105 |
|     | 精神保健福祉センター | 134 | 166 | 151 | 169 | 157 |

※その他、SNSを活用した相談窓口、子どもや女性専用の相談窓口などを設置

#### ④知事指定薬物の指定 (第10条・第11条・第19条関係)

○知事指定薬物の指定状況

| 年度  | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 累計 (H27～) |
|-----|----|----|----|----|----|-----------|
| 指定数 | 16 | 15 | 15 | 15 | 16 | 176       |

※指定にあたっては、学識経験者5名で構成される茨城県薬物指定審査会 (平成27年度～) の答申を受けている。「知事指定薬物」として指定することにより県独自の規制を行う。

※後に厚生労働大臣により指定されている。

### ⑤知事指定薬物の製造、販売、所持、使用等の禁止、立入検査等

(第12条・第13条関係)

- 知事指定薬物等を業務上取り扱う場所(危険ドラッグ販売店等)に対する県警と薬務課麻薬取締員との合同立入検査(令和5年度～)

県警と危険ドラッグ販売店等に関する情報を共有し、店舗管轄警察署と合同で立入を実施し、知事指定薬物を含む規制制度の説明、薬務課HPの周知を行っている。販売されていた場合は、速やかに店頭から撤去するように指示。

【対象店舗】4(令和6年度末)→2店舗(令和7年度立入検査時)

【立入件数】2店舗(うち1店舗は休業中)

### ⑥薬物濫用防止に関する施策を最新の科学的知見に基づいて実施するための調査研究等(第6条関係)

- 医薬品の過剰摂取(オーバードーズ)が原因と疑われる救急搬送人数の調査

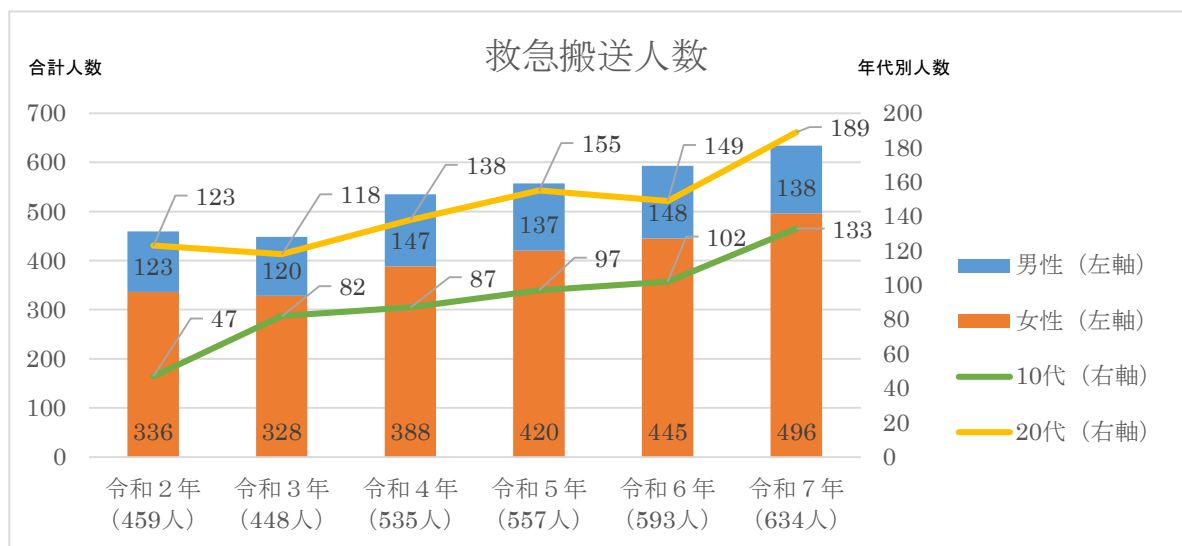
【実施主体】保健医療部医療局薬務課

【調査対象】消防本部(局) 県内24本部(局)

【調査対象期間】令和2年1月から令和7年12月までの6年間

【調査結果概要】

- ・ 医薬品の過剰摂取(オーバードーズ)が原因と疑われる救急搬送人数は年々増加しており、特に10代及び20代の増加が顕著である。(搬送人数のうち10代及び20代が占める割合が37.0%(R2)から50.8%(R7)に増加、人数は1.9倍)
- ・ 全体の78.2%を女性が占め、全年代で女性のほうが多い。



### ⑦警告・製造中止等の命令・緊急時の勧告・プロバイダへの削除要請

(第14条・第15条・第16条・第17条関係)

- 警告等の状況: なし

### 3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

本県では、「第六次茨城県薬物乱用防止五か年戦略」（2024～2028年度）を策定し、「茨城県薬物の濫用の防止に関する条例」に規定する下記の各種の取組みについて、関係機関と連携を図りながら総合的に実施しているところ。

#### (1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

| 事業名  | 事業主体 | 事業の内容  | 前年度<br>最終予算額<br>[千円]                           |
|--|------|--|--|
|  |      |  | 今年度<br>当初予算額<br>[千円]                           |
| <p>【前年度の実施状況及び成果】</p> <p>・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動</p> | 県    | <p>(第7条関係)</p> <p><b>家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化、広報・啓発の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6/20～7/19）県内17箇所開催、10,840人に啓発</li> <li>○麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10/1～11/30）県内19箇所開催、51,875人に啓発</li> <li>○不正大麻・けし撲滅運動（4/20～7/31）けし9,667本(189か所)抜去</li> <li>○「青少年の健全育成に協力する店」（コンビニエンスストア、書店、カラオケボックス等）の登録店舗割合は96.3%となった。</li> <li>○作成したPTA指導者研修資料を活用し、各PTA団体が「PTA指導者研修会」を実施。</li> <li>○大麻を含む違法薬物に関するポスターやチラシ等を配付し、公共施設等に掲示。</li> <li>○キャンペーン等での啓発チラシを配布したほか、ラジオ放送、県HP、SNS等の各種媒体を活用し、県民へ啓発。</li> <li>○高校野球県予選会場(4球場)・高校サッカー選手権大会県予選会場で啓発用横断幕の掲示</li> <li>○薬局、市庁舎等に不正大麻・けしに関するポスターを掲示(ポスター476枚、リーフレット723枚配布)</li> <li>○大学学園祭において薬物乱用防止キャンペーン実施(県立医療大学200人、茨城大学5,050人啓発)</li> <li>○プロスポーツチームと連携した薬物乱用防止キャンペーン(茨城ロボッツ3,923人啓発・水戸ホーリーホック9,897人啓発)</li> <li>○ドラッグストアの新聞折り込み広告で、薬物乱用防止啓発(合計4回、各約57万枚)</li> <li>○県内JR・TX主要駅(34駅)にて薬物乱用防止ポスター掲出(2/10～3/18)</li> <li>○運転免許試験センターのモニターにて啓発映像放映</li> <li>○オーバードーズや大麻乱用問題に対して、SNSやラジオ放送、デジタル音声メディア広告を活用した啓発を実施</li> <li>○オーバードーズ相談啓発チラシ(一般用・ハイリスク</li> </ul> | <p>4,984</p> <p>(R7最終予算額(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動費))</p> |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  |   | <p>用)・オーバードーズ相談啓発カードを公共施設、医療機関、若年層が利用する施設(美容室等)に設置。</p> <p>○薬物乱用防止啓発クリアファイルを作成し、県内の新中学1年生全員に配布</p> <p>○県広報紙「ひばり」(70万部)掲載</p> <p>○ラジオ放送による広報(11日間)等</p>   |  |
|  |   | <p><b>【成果】</b></p> <p>キャンペーンや様々な媒体での啓発により、地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止の啓発をすることができた。</p>  |  |
| <p><b>【今後の取組】</b></p> <p>・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動</p> | 県 | <p>薬物根絶意識の醸成のため、『第六次茨城県薬物乱用防止五か年戦略』として、上記事業をさらに推進していく。</p> <p>なお、大麻乱用は若年層を中心に高い水準で推移しており、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等において、この層に対して積極的に啓発を行う。</p> <p>また、新たに若者に広まるオーバードーズ問題についても、重点的に啓発を行うこととし、薬物依存等の危険性だけでなく、薬の適正使用や、悩みの相談窓口も同時に啓発していく。若年層をターゲットとするため、啓発にはデジタル音声メディア広告やSNS等も活用する。</p> <p>引き続き、県内で濫用のおそれがある物質を「知事指定薬物」として指定することにより県独自の規制を行う。</p> | <p>5,538<br/>(R8当初予算額<br/>(「ダメ。ゼッタイ。」普及運動費))</p> |

**(2) 覚醒剂等薬物乱用防止推進事業**

| 事業名   | 事業主体 | 事業の内容  | 前年度<br>最終予算額<br>[千円]                      |
|---|------|--|---|
|   |      |  | 今年度<br>当初予算額<br>[千円]                      |
| <p><b>【前年度の実施状況及び成果】</b></p> <p>・覚醒剂等薬物乱用防止推進事業</p> | 県    | <p><b>(第8条関係)</b></p> <p><b>学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実</b></p> <p>&lt;薬物乱用防止教室&gt;</p> <p>○学校に対し、「薬物乱用防止教室」を学校保健計画に位置付け、中学校・高等学校は、年1回の開催を周知した。</p> <p>○薬物乱用防止教室開催状況(公立学校)</p> <p>小学校 94.1%</p> <p>中学校 99.1%</p> <p>高等学校 100%</p> <p>「薬物乱用防止教室」参加人数</p> <p>中学校・高等学校 生徒 52,910人</p> <p>教員 4,177人</p> <p>保護者 420人</p> <p>その他 222人</p> <p>○県警においても少年の薬物乱用実態に即した薬物乱用</p> | <p>1,125<br/>(R7最終予算額(覚醒剂等薬物乱用防止推進費))</p> |

防止教室を実施。

<薬物乱用防止派遣講師のスキルアップ研修関係>

○薬物乱用防止指導員スキルアップ研修会

○ライオンズクラブ薬物乱用防止教育認定講師養成講座

### 【成果】

学校での普及運動に関わる薬物乱用防止指導員等に依存症に関する知識や対応方法についての習得を促進することができた。また、教育庁と連携し中学校及び高等学校での開催と小学校では地域の実情に応じて開催することができ、青少年に対し、薬物乱用の危険性や有害性について、具体的に指導することができた。

### (第9条関係)

#### 本人・家族等への支援体制の充実、相談窓口の設置

○精神保健福祉センター・保健所職員による実績

・電話相談：114件、メール相談：6件、  
その他（来所等）：延べ31件

・家族教室：24回開催、延べ107名参加

・薬物依存症回復プログラム：50回実施、延べ280名が参加

・薬物依存症者の社会復帰等を行っている民間団体スタッフの協力のもと、回復者の立場から助言を得た。

・水戸保護観察所の家族相談会：個別相談会2回、薬物依存問題についての講話：1回

○病院ホームページにおいて、依存症関連問題外来の紹介や、薬物依存症の理解と対策などについての情報提供。

・病院における家族教室の実施

実施回数：20回、延べ参加者数：56名

○更生緊急保護の対象となる薬物事犯者で、本人から申出によるダルク等の民間支援施設へ入所者：2人。

### 【成果】

薬物問題を抱える本人や家族に対し、様々な角度から薬物依存症に関する正しい理解や対処法について助言することにより、治療・回復のサポートをすることができた。また、関係機関との連携しながら対応することで、より専門的な支援を提供することができた。

### (第9条関係)

#### 薬物依存症者等への医療提供体制の強化

○外来診療において通院治療を行うとともに、入院により解毒や精神病症状の治療プログラムを積極的に行った。

・依存症関連問題外来の実績

相談件数：2,213件

初回相談：32件、再来相談：2,181件

・入院治療者実績：51人

・SMARPP（物質使用障害治療プログラム）の実施

|  |          |  |   |
|--|----------|--|---|
|  |          | <p>実施回数：43回（延べ参加者数：409名）</p> <p>○薬物事犯保護観察対象者の受理人数 81人</p> <p>○薬物再乱用防止プログラムの受講を特別遵守事項で義務付けられている保護観察対象者 32人。</p> <p><b>【成果】</b></p> <p>依存症専門外来のほか、従来から入院でも依存症の患者を受け入れており、症状悪化などの緊急時にも対応している。治療の早期介入や SMARPP により治療の効果が上がっている。</p> <p><b>（第10条・第11条関係）</b></p> <p><b>茨城県薬物指定審査会</b></p> <p>○指定状況：16物質、審査会：5回開催</p> <p><b>【成果】</b></p> <p>県内で濫用のおそれがある危険ドラッグや大麻類似成分について「知事指定薬物」として指定し、県内での濫用を未然に防ぐことができた。</p> |   |
| <p><b>【今後の取組】</b></p> <p>・覚醒剤等薬物乱用防止推進事業</p> | <p>県</p> | <p>薬物根絶意識の醸成のため、『第六次茨城県薬物乱用防止五か年戦略』として、上記事業をさらに推進していく。</p> <p>なお、大麻乱用は若年層を中心に高い水準で推移しており、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等において、この層に対して積極的に啓発を行う。</p> <p>また、新たに若者に広まるオーバードーズ問題についても、重点的に啓発を行うこととし、薬物依存等の危険性だけでなく、薬の適正使用や、悩みの相談窓口も同時に啓発していく。若年層をターゲットとするため、啓発にはデジタル音声メディア広告や SNS 等も活用する。</p> <p>引き続き、県内で濫用のおそれがある物質を「知事指定薬物」として指定することにより県独自の規制を行う。</p>   | <p>1,880<br/>(R8当初予算額(覚醒剤等薬物乱用防止推進費))</p> |

**(3) 麻薬取扱者等指導対策事業**

| 事業名   | 事業主体     | 事業の内容   | 前年度<br>最終予算額<br>[千円]<br>今年度<br>当初予算額<br>[千円] |      |      |      |     |    |    |        |      |      |    |      |   |   |      |    |   |   |   |   |   |   |
|---|----------|---|--|------|------|------|-----|----|----|--------|------|------|----|------|---|---|------|----|---|---|---|---|---|---|
| <p><b>【前年度の実施状況及び成果】</b></p> <p>・麻薬取扱者等指導対策事業</p> | <p>県</p> | <p>(第12条・第13条関係)<br/><b>麻薬関係施設に対する立入検査</b><br/>○麻薬関係施設立入検査を以下のとおり実施</p> <table border="1" data-bbox="582 524 1241 808"> <thead> <tr> <th></th> <th>麻薬関係</th> <th>向精神薬</th> <th>麻向原料</th> <th>覚醒剤</th> <th>けし</th> <th>大麻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>1452</td> <td>1535</td> <td>68</td> <td>1402</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>違反件数</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【成果】</b><br/>立入検査による指導により、麻薬等の不適正使用を未然に防ぐことができた。</p> <p>(第12条・第13条関係)<br/><b>危険ドラッグ販売店等に対する立入検査</b><br/>○県警と危険ドラッグ販売店等に関する情報を共有し、店舗管轄警察署と合同で立入を実施した。<br/>&lt;再掲&gt;<br/><b>【対象店舗】</b> 4 (令和6年度末)<br/>→ 2店舗 (令和7年度立入検査時)<br/><b>【立入件数】</b> 2店舗 (うち1店舗は休業中)<br/><b>【成果】</b><br/>県内で濫用のおそれがあるとして指定した「知事指定薬物」を含む危険ドラッグや大麻類似成分について、県内での濫用を未然に防ぐことができた。</p> |  | 麻薬関係 | 向精神薬 | 麻向原料 | 覚醒剤 | けし | 大麻 | 立入検査件数 | 1452 | 1535 | 68 | 1402 | 2 | 1 | 違反件数 | 15 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | <p>7,352<br/>(R7最終予算額(麻薬取扱者等指導対策費))</p> |
|   | 麻薬関係     | 向精神薬  | 麻向原料   | 覚醒剤  | けし   | 大麻   |     |    |    |        |      |      |    |      |   |   |      |    |   |   |   |   |   |   |
| 立入検査件数  | 1452     | 1535  | 68   | 1402 | 2    | 1    |     |    |    |        |      |      |    |      |   |   |      |    |   |   |   |   |   |   |
| 違反件数  | 15       | 0   | 0  | 4    | 0    | 0    |     |    |    |        |      |      |    |      |   |   |      |    |   |   |   |   |   |   |
| <p><b>【今後の取組】</b></p> <p>・麻薬取扱者等指導対策事業</p>        | <p>県</p> | <p>本年度も計画に基づいて麻薬関係施設立入検査を実施する。<br/>麻薬関係施設立入検査に関しては、新たな物質が指定薬物として指定され、かつ当該物質を対象店舗が取り扱っている可能性が高い時期で、立入検査が効果的と思料される時期に実施予定。<br/>また、対象店舗は減少傾向にあるものの、県警と連携し、引き続き立入検査を実施予定。</p>   | <p>6,428<br/>(R8当初予算額(麻薬取扱者等指導対策費))</p>      |      |      |      |     |    |    |        |      |      |    |      |   |   |      |    |   |   |   |   |   |   |

#### (4) 県薬物乱用防止指導員協議会運営事業

| 事業名   | 事業主体 | 事業の内容  | 前年度<br>最終予算額<br>[千円]                 |
|---|------|--|--------------------------------------|
|   |      |  | 今年度<br>当初予算額<br>[千円]                 |
| <b>【前年度の実施状況及び成果】</b><br><br>・県薬物乱用防止指導員協議会運営事業 | 県    | (第7条・第8条関係)<br><b>県薬物乱用防止指導員協議会運営費の補助</b><br>○学校や地域での薬物乱用防止普及関わる茨城県薬物乱用防止指導員指導員協議会に対し運営費として補助<br><b>【成果】</b><br>青少年を中心に、薬物乱用の危険性や有害性について、具体的に指導することができた。 | 2,000<br>(R7最終予算額(県薬物乱用防止指導員協議会運営費)) |
| <b>【今後の取組】</b><br><br>・県薬物乱用防止指導員協議会運営事業        | 県    | 引き続き茨城県薬物乱用防止指導員指導員協議会に対し運営費として補助を行い、学校や地域での薬物乱用防止普及をさらに推進していく。<br>特にオーバードーズや大麻の若者における乱用問題を重点的に、指導員に研修を行い、普及啓発を図っていく。                                    | 2,000<br>(R8当初予算額(県薬物乱用防止指導員協議会運営費)) |

#### (5) 薬物特定相談事業

| 事業名                                    | 事業主体 | 事業の内容   | 前年度<br>最終予算額<br>[千円]          |
|--|------|---|-------------------------------|
|  |      |   | 今年度<br>当初予算額<br>[千円]          |
| <b>【前年度の実施状況及び成果】</b><br><br>・薬物特定相談事業 | 県    | (第9条関係)<br><b>薬物相談指導業務のネットワークの整備</b><br>○薬物乱用・依存に関する相談指導業務の中核である精神保健福祉センターにおいて専門相談員(会計年度任用職員)を配置し、相談指導業務のネットワーク整備を図った。<br>○精神保健福祉センター・保健所職員による実績<再掲><br>・電話相談：114件、メール相談：6件、その他(来所等)：延べ31件<br>・家族教室：24回開催、延べ107名参加<br>・薬物依存症回復プログラム：50回実施、延べ280名が参加<br><b>【成果】</b><br>薬物乱用・依存という専門的分野の相談を通して、薬物乱用・依存者の早期発見と早期対応を図ることができた。 | 4,949<br>(R7最終予算額(薬物特定相談事業費)) |

|                                 |   |  |   |
|---------------------------------|---|--|---|
| <b>【今後の取組】</b><br>・薬物特定相談<br>事業 | 県 | 引き続き精神保健福祉センターに専門相談員を<br>配置し、相談指導業務のネットワーク整備を図る。<br>特に相談者への適切な対応を行えるよう、精神<br>保健福祉センターと保健所職員との合同の研修を<br>実施し、ネットワークの充実強化を図る。 | 4,873<br>(R8当初予<br>算額(薬物<br>特定相談事<br>業費)) |
|---------------------------------|---|--|---|

#### 4 その他

|   |
|---|
| <p>1 条例に関連する法令等の制定・改廃の動向<br/>なし</p> <p>2 国・県における施策の見直し等の動向<br/>なし</p> <p>3 条例の運用上の課題<br/>なし</p> <p>4 条例の改廃の必要性の有無<br/>なし</p> <p>5 その他<br/>         医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正等により、令和8年5月1日から、濫用のおそれのある医薬品については、「指定濫用防止医薬品」として法律に位置付けられるとともに、対象医薬品が拡大されたほか、若年者が購入する際の年齢確認や購入者の年齢に応じた販売数量の制限が強化された。</p> |
|---|